

共済からの支援制度

今般の平成 28 年熊本地震に関し、共済制度においては「掛金の納期限の延長」や「延滞利子の免除」、「特例災害時貸付」の新設、「災害時貸付」及び「緊急経営安定貸付」の摘要要件拡大などの特例措置が設けられています。

なお、この地震による災害救助法適用地域は、熊本県全 45 市町村です。

1. 小規模企業共済災害時貸付（特例災害時貸付）の新設

今般の平成 28 年熊本地震により被害を受けた契約者（小規模企業共済の加入者）に対し、災害時貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定や償還期間の延長など貸付条件が緩和されます（4月14日以降に災害時貸付を受けられた共済契約者については遡って当該措置を適用します）。

なお、災害救助法適用地域にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について、全壊、流失、半壊、その他これらに準じる損害を受けていることの証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会から受けていることが必要です。

（対象）

所有する事業資産が直接被害にあった契約者

（なお、平成 28 年 4 月時点で、契約者貸付の貸付限度額が 50 万円以上となっていること。）

（貸付利率）

無利子

（貸付限度額）

2,000 万円（ただし、共済契約が解除された場合に支払われる解約手当金の範囲内（50 万円以上で 5 万円の倍数となる額）。なお、貸付限度額は、他の貸付制度と併せて 3,000 万円まで）

（償還期間）

①貸付金額が 500 万円以下の場合は 4 年

②貸付金額が 505 万円以上の場合は 6 年

（据置期間の設定）

据置期間 12 ヶ月

（償還方法）

6 ヶ月ごとの元金均等割賦償還

（担保、保証人）

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

不要

【出典】独立行政法人中小企業基盤整備機構『平成 28 年熊本地震に対する小規模企業共済制度の特例措置について』

<http://www.smri.go.jp/skyosai/announce/098380.html>

2. 「災害時貸付」「緊急経営安定貸付」の適用範囲の拡大

（1）災害時貸付

災害により被害を受けたため経営の安定に支障が生じた場合に事業資金を貸付ける制度です。災害の影響により、次のいずれかの要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会から受けていることが必要となります。

- ① 災害救助法適用地域にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について、全壊、流失、半壊、その他これらに準じる損害を受けていること。
- ② 当該災害の影響を受けた後、又は、取引先が被災したことの影響を受けた後、原則として1ヵ月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。

（2）緊急経営安定貸付

災害の影響による一時的な売上の減少により、資金繰りに著しい支障をきたしている共済契約者に経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度です。

災害の影響により、1ヵ月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会から受けていることが必要となります。

（貸付限度額）

1,000万円（ただし、共済契約が解除された場合に支払われる解約手当金の範囲内（50万円以上で5万円の倍数となる額）です。

なお、貸付限度額は、他の貸付制度と併せて2,000万円まで。）

（貸付利率）

年 0.9%（平成 28 年 4 月 25 日現在）

（貸付期間）： ① 貸付金額が500万円以下の場合は3年

① 貸付金額が500万円以下の場合は3年

② 貸付金額が505万円以上の場合は5年

（据置期間の設定）

据置期間 12ヶ月

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

（償還方法）

6ヵ月ごとの元金均等割賦償還

（担保、保証人）

不要

（問い合わせ先）

独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室

【出典】独立行政法人中小企業基盤整備機構『平成28年熊本地震に対する小規模企業共済制度の特例措置について』

<http://www.smri.go.jp/skyosai/announce/098380.html>

3. 小規模企業共済のその他の特例

（1）掛け金の納付期限の延長

災害救助法適用地域の共済契約者は、希望により ①掛け金の納付期限の延長、②掛け金の掛止め、③掛金月額減額のいずれかを選択できます。

- ① 掛け金の納付期限の延長：掛け金の納付期限を最大6ヵ月延長し、この期間の掛け金の納付（掛け金請求）を停止します。
- ② 掛け金の掛止め：掛け金の納付を一定期間（6ヵ月または12ヵ月）停止します。
- ③ 掛け金月額減額：掛け金月額は、1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

（2）共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

災害救助法適用地域の共済契約者で、平成28年4月14日時点で契約者貸付を受けている方（約定償還日が平成28年3月1日以降の方）は、原則として延滞利子を約定償還期日から1年間免除します。

なお、償還期日後1年以内に返済または借換えの手続きをすることができます。

（3）共済金等の請求書類関係の省略

災害救助法適用地域の共済契約者で、印鑑登録証明書の提出または実印の押印ができない場合や、個人事業の廃止で官公署等の証明の写しを提出できない場合の共済金等の請求に必要な書類等については、柔軟に対応します。

（問い合わせ先）

独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

【出典】独立行政法人中小企業基盤整備機構『平成 28 年熊本地震に対する小規模企業共済制度の特例措置について』

<http://www.smrj.go.jp/skyosai/announce/098380.html>

4. 倒産防止共済

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）に加入している契約者を対象に、担保・無保証人で貸付けをおこなう「共済金貸付」制度と、臨時の事業資金の貸付けをおこなう「一時貸付金」制度があります。

（対象者）

①共済金貸付

（イ）取引先企業が倒産した契約者

（ロ）受け取った手形の不渡り処分が猶予された契約者

（ハ）取引先（債務者）が死亡または行方不明等となり、債権者自らでは債務整理手続きを行うことが困難な契約者

②一時貸付金

臨時の事業資金が必要な契約者

（貸付限度額）

解約手当金額の範囲内

（貸付限度額）

解約手当金額の範囲内

（貸付金利）

0.9%

（貸付期間）

1 年

（問い合わせ先）

独立行政法人中小企業基盤整備機構

【出典】独立行政法人中小企業基盤整備機構『経営セーフティ共済（倒産防止共済）』

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>